

「保険外サービス」の お知らせ

「ご利用出来る方」

原則、要介護認定を受け要介護と認定された方。

「サービス内容」

介護保険等サービスで賄うことができない通院院内介助

業務の委託（介護保険外サービス）のため
公的介護保険サービスとの併用が可能です。
まずは、ご相談ください。

介護保険給付適用外サービスの利用料（通常時間帯9：00～18：00）

	30分未満	1時間未満	1時間以上 (30分増す毎)	営業時間外 (1時間・追加分)
身体介護	1200円	2100円	900円	525円

- 1人の利用者に対し、2名で介護を行った時は、1人の料金×2となります。
- 利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合はできるだけ早めにご連絡下さい。
但し、利用者の要態の急変などの緊急やむをえない事情がある場合にはその限りではありません。利用前日の18時までに連絡した場合は無料です。それ以降の場合は1,050円をいただきます。
- 利用時間については、なるべく希望に合わせますのでご相談ください。